

東大阪市自立支援協議会運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年東大阪市条例第 2 号）、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年東大阪市規則第 46 号）その他別に定めがあるもののほか、東大阪市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の推進状況の点検及び進行管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は別表 1 に掲げる者をもって組織する。

- 2 本協議会に助言をする者としてオブザーバーを置くことができる。

(当事者中心の会)

第4条 障害者への理解を深め、当事者の声を集め、より良い共生社会の実現を目指し、当事者中心の会を設置することができる。

(地域生活支援会議)

第5条 重度障害者が施設から地域へ移行する際の情報共有及び理解啓発、その支援者の育成並びに地域定着への仕組みづくりや環境整備を目的に地域生活支援会議を設置することができる。

(地域別会議)

第6条 個別の事例への対応のあり方に関する協議、調整を行うために、協議会に地域別会議を設置することができる。

- 2 地域別会議は、委託相談支援センターが招集し、地域の実情に応じて開催したうえで、取り上げられた課題等についてケア連絡会に提出する。

(ケア連絡会)

第7条 必要に応じて広域的な連絡調整を必要とする事例について、新たな資源の検討・開発を目的としたケア連絡会を設置することができる。

- 2 ケア連絡会は、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、福祉部障害者支援室、健康部保健所健康づくり課の担当者をもって組織する。

(運営委員会)

第8条 ケア連絡会に提出された地域別会議等の課題を協議するため、協議会に運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会の委員は、別表 2 に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。

(専門会議)

第9条 継続した協議、調整を必要とする課題については専門会議を設置することができる。

2 専門会議は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。

3 専門会議の長は、会議の内容を事務局に報告する。

(事業所魅力発見会議)

第10条 各事業所のサービス提供内容を集約し、当事者等へ適切な情報提供等を目的に事業所魅力発見会議を設置することができる。

(関係者の出席)

第11条 協議会、ケア連絡会、地域別会議、当事者中心の会、地域生活支援会議、運営委員会、専門会議及び事業所魅力発見会議（以下「協議会等」という。）は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(障害福祉計画策定等会議への出席)

第12条 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。

なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表が務める。

(守秘義務)

第14条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年7月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

相談支援事業者の代表

指定障害福祉サービス事業者の代表

東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表

東大阪市障害児支援ネットワーク連絡会の代表

高齢介護等の関係機関の代表

中河内地域若者サポートステーションの代表

障害当事者又はその家族のうち市長が定める者

当事者中心の会代表

地域ケアに関する学識経験者

障害者を雇用している企業の代表

布施公共職業安定所業務部長

大阪府立東大阪支援学校長

大阪府立交野支援学校四條畷校准校長

大阪府立たまがわ高等支援学校長

大阪府立生野支援学校長

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の代表

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長

東大阪市副市長

東大阪市都市魅力産業スポーツ部長

東大阪市福祉部長

東大阪市子どもすこやか部長

東大阪市健康部長

東大阪市教育委員会学校教育部長

オブザーバー

大阪府こころの健康総合センターの代表

大阪府東大阪子ども家庭センターの代表

別表２（第８条第２項関係）

東大阪市立障害児者支援センター
相談支援事業者（委託事業を受けている者）
指定障害福祉サービス事業者
東大阪障害児者福祉施設連絡会
児童相談支援事業所連絡会
障害児通所支援施設事業所連絡会
高齢介護等の関係機関
中河内地域若者サポートステーション
布施公共職業安定所(障害者雇用担当)
東大阪市障害者就業・生活支援センター
東大阪市障害者就労生活支援センター
東大阪市就労支援ネットワーク連絡会
大阪府障がい者自立相談支援センター
大阪府東大阪子ども家庭センター
大阪府こころの健康総合センター
大阪府立東大阪支援学校(進路担当)
大阪府立たまがわ高等支援学校(進路担当)
大阪府立交野支援学校四條畷校(進路担当)
大阪府立生野支援学校(進路担当)
社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室
東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課
東大阪市福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課
東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課
東大阪市生活支援部東福祉事務所
東大阪市生活支援部中福祉事務所
東大阪市生活支援部西福祉事務所
東大阪市子どもすこやか部はぐくむこどもセンター
東大阪市健康部保健所健康づくり課
東大阪市健康部保健所東保健センター
東大阪市健康部保健所中保健センター
東大阪市健康部保健所西保健センター
東大阪市教育委員会学校教育部学校教育推進室
東大阪市教育委員会学校教育部教育センター